

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和7年山形県教育委員会5月定例会を開会いたします。

<教 育 長>

議事に先立ち、申し上げます。
先ほど、1名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、工藤委員と手塚委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④議 事

<教 育 長>

これより議事に入ります。
議第1号「山形県金峰少年自然の家に係る指定管理者の募集について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

<生涯教育・学習振興課長>

議1-1を御覧ください。
この度お諮りさせていただきますのは、山形県金峰少年自然の家に平成31年4月から導入している指定管理者制度を継続していくための、次期指定管理者の募集について提案するものです。
金峰少年自然の家は、昭和51年に鶴岡市に設置された本館、昭和46年に遊佐町に設置された分館である海浜自然の家の2つからなる青少年教育施設です。
指定の期間については、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を設定しております。現行の指定管理期間は4年となっておりますが、こちらの施設の機能を維持するための設備等への投資の促進を考慮し、他の少年自然の家と共に指定期間を5年に見直したところであります。これにより、県の4つの自然の家全てが5年の指定管理となります。
申請者に必要な資格ですが、知事部局から全庁に示されているガイドラインに沿った中身としている、記載の10項目です。
次に、議1-3を御覧ください。
金峰少年自然の家の施設概要について御説明申し上げます。施設の設置目的については、団体宿泊訓練としての研修会や野外活動等を通じて

健全な青少年の育成を図るものです。近年、自然災害等もありますので、野外での経験を積んでもらうことで、この非日常的な経験が災害発生時にも役立っていくものと考えております。

施設面積ですが、本館は約7万7,000平方メートルで、東京ドームの約1.6倍の敷地の広さになります。建物については、地上3階建てとなっており、ベッドの宿泊室、和室を合わせて200名の宿泊が可能となっております。なお、付帯設備として研修室、体育館等もあります。

分館については、14万3,000平方メートルであり、本館の約2倍となります。こちらの建物については、地上2階建てとなっており、ベッドの宿泊室、和室を合わせて210名の宿泊が可能となっております。こちらにも研修室、体育館を備えた施設となっております。

利用時間については、原則午前9時から午後9時まで、休館日については、原則祝日、年末年始、毎月第3日曜日及び月曜日となっておりますが、海浜少年自然の家については、夏季中心の利用ということで10月21日から翌年5月14日までは冬季休館として設定しております。

利用者数ですが、児童生徒の減少もあり、徐々に減少してきましたが、コロナ禍の令和2年度が底となっており、そこから徐々に回復しております。令和6年度の海浜自然の家ですが、7月に豪雨災害があり、施設自体の被害は免れましたが、周辺の道路に被害が出たことでキャンセルが相次ぎ、利用者が減っている状況となっております。

現在の管理運営体制については、県直営部分と指定管理者を合わせて管理運営を行っており、指定管理者については、3団体から構成される庄内アソビプロジェクトで管理運営を行っていただいております。

次に、指定管理者の公募に係る事項について御説明申し上げます。

指定管理者が行う業務については、施設設備の維持管理運営業務、利用許可及び利用者への指導業務となります。

指定管理料については、5年間で3億5,931万1,000円を上限として、その範囲内で提案いただく形となっております。

最後にスケジュールですが、本日お話しした後、6月4日に指定管理者審査委員会を開催し、御承認いただけましたら募集要項の審査をする形になります。募集要項の審査が終わりましたら、6月10日から7月15日までを募集期間として候補者を募集し、締切後、7月下旬に開催する選定審査委員会で審査いただき、その結果を踏まえて、8月下旬に候補者の選定、公表と進む予定です。

なお、選定された候補者については、県議会での議決を経て指定管理者の指定となります。この指定については、教育委員会に付議することを予定しております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<手 塚 委 員>

今回、指定管理料の上限が3億5,900万円となっておりますが、前回の1年当たりの指定管理料の上限との比較では、金額は上がっているの

しょうか。

<生涯教育・学習振興課長>

金額については、物価高騰もあり、財政当局とも検討して増額した上で募集する形にしております。

<丹 治 委 員>

利用者数が増えていることはわかりますが、利用者の声などを集約しているのでしょうか。

<生涯教育・学習振興課長>

利用に当たっては、アンケート調査を行っており、概ね好意的な回答はいただいております。施設の老朽化という課題があり、例えば夏の暑さ対策についての御意見は頂戴しております。

<丹 治 委 員>

職員数6名とのことですが、職員の方々は必要な資格は持っているのでしょうか。

<生涯教育・学習振興課長>

特別にこのような方を配置するよという形にはしてはおりませんが、指定管理者として応募する際に、それぞれ必要と思われる資格は取っていただいているものと考えております。

<丹 治 委 員>

募集する際に、このような方々を募集するというような項目はないのでしょうか。

<生涯教育・学習振興課長>

業務の中身については、このような業務をしていただきたいということで募集しておりますが、例えば、施設の管理については、外部に委託して管理してもらう部分もありますので、特別にこの資格を持った方を配置するよという形にはしておりません。

<丹 治 委 員>

企画や運営の部分については、指定管理者で企画立案や運営を担う部分が多いのでしょうか。

<生涯教育・学習振興課長>

実際のイベントの企画については、指定管理者が行う自主事業という形で御提案いただくことは可能であるため、どのような提案をいただけるのかも含めて、指定管理者を選定していきたいと考えております。

<和 田 委 員>

丹治委員と重なることではありますが、青年の家と違い、海に近い場所にあるため、水難事故や昨今の夏の熱中症対策に当たり、資格を持つ方が何名かいた方が良いのではないかと思います。指定管理者を募集するに当たり、そのような採用の項目がないのであれば、今後検討する際に検討していただければと思います。

<生涯教育・学習振興課長>

必要な職員の研修の実施については業務仕様書にも盛り込んでおりますが、この職員を養成しなさいという形にはしておりません。ただし、カヌーやツーリングのプログラムを提供してほしいということもあり

ますので、それに見合った資格や研修は受けていただければと思います。

<教 育 長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第2号「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長より説明願います。

<教 職 員 課 長> 議第2号を御覧ください。

この度の改正は、刑法の一部改正に合わせ、本県の教育職員免許状に関する規則にある、教員免許状の申請時に提出する様式の一部を改正するものです。刑法等の一部を改正する法律については、令和4年6月17日に公布されており、「懲役」及び「禁錮」が廃止となり、これらが「拘禁刑」と改められました。これに伴い、教育職員免許法が一部改正されており、教員免許状の欠格事由の一つである「禁固刑以上の刑に処せられた者」が「拘禁刑以上の刑に処せられた者」と表現されることから、教育職員免許に関する規則についても所要の改正を行うものです。

刑法等の一部を改正する法律は、令和7年6月1日に施行されることになっておりますので、この度の規則改正の施行日についても、令和7年6月1日としております。

説明は以上です。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第3号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第3号及び追加提案された議第4号は秘密会にて審議 》

⑤閉 会

<教 育 長>

以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。